

公 告

沖永良部島地域就労マッチングプラットフォーム構築事業に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日
知名町長 今井 力夫



1 業務概要

- (1) 名称 沖永良部島地域就労マッチングプラットフォーム構築事業
- (2) 業務内容 別紙「沖永良部島地域就労マッチングプラットフォーム構築事業仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案限度額 4, 840, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※上記限度額は、和泊町と共同で調達する額のうち知名町が負担する額とする。

2 プロポーザル募集の流れ

- (1) 参加表明書及び参加資格確認資料の提出
本プロポーザル募集に参加を希望する者から、参加表明書及び参加資格確認資料の提出を求める。
- (2) プロポーザル審査書類の提出
参加資格を有する者から、提案書及び実績書等の資料の提出を求める。
- (3) 書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、優先交渉権を選定する。

3 参加者の資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、本業務を遂行するに十分な能力を有する者とし、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 知名町指名競争入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (2) 本町と同規模以上（人口5千人以上）の自治体において、就労マッチングプラットフォーム又はこれに類似するシステムの稼働実績があること。
- (3) 業務期間中の開発・保守・問合せ等に迅速な対応が可能であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の ISMS 適合性評価制度の認定またはプライバシーマークの認定を受けていること。
- (5) 参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- (6) 破産法の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 提案者は、事業化に向け必要となる町その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができる者とする。

4 担当・問い合わせ先

知名町総務課DX推進室 担当：神川（かみかわ）
住所：〒891-9214 鹿児島県大島郡知名町知名 1100 番地
電話：0997-84-3156（直通）
Email：digital@town.china.lg.jp

5 質疑の受付期限、受付先及び受付方法

- ① 受付期限：令和8年4月17日（金）17時
- ② 受付場所：知名町役場総務課
- ③ 受付方法：電子メール（PDF形式ファイル）
- ④ メール：digital@town.china.lg.jp

6 参加表明書及び参加資格確認資料の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限：令和8年4月27日（月）17時
- ② 提出場所：知名町役場総務課
- ③ 提出方法：持参又は郵送

7 プロポーザル審査書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限：令和8年5月15日（金）17時
- ② 提出場所：知名町役場総務課
- ③ 提出方法：持参又は郵送

8 プレゼンテーション審査

- ① 実施予定日：令和8年5月20日（水）予定 ※該当者に別途通知
- ② 実施方法：オンラインの方法によるプレゼンテーション審査

9 審査結果・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を電子メールにより通知する。また、審査結果は町ホームページ上にも公表する。なお、審査結果の通知は、令和8年5月21日（木）を予定している。

10 契約手続き

選定された優先交渉権者は、町と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

11 その他

- (1) 詳細は、プロポーザル実施要領及び仕様書等による。
- (2) 提案書等の著作権は応募者に帰属する。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は、応募者が自らの責任で行うこと。
- (4) 参加報酬は、無報酬とする。